

令和8事業年度 子ども・子育て支援納付金関係業務事業計画

令和8事業年度における子ども・子育て支援納付金関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第71条の14第1項第1号の規定に基づき、健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金を徴収し、こども家庭庁へ納付を行うものである。
2. 健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金として

735,572,318千円

を徴収することを予定し、徴収した子ども・子育て支援納付金等の

735,677,365千円

をこども家庭庁へ納付することを予定している。